

## 引用・故事・典拠句の取捨から見た仮名貞観政要の和訳態度

加藤 浩 司

### 序、本稿の目的

私は以前、「コミュニケーション・サポートとしての注釈・翻訳―『仮名貞観政要』の和訳方法に見る―」（帝塚山学院大学『日本文学研究』第三五号、平成一六〔二〇〇四〕年二月、以下「前稿」と称する）において「仮名貞観政要」中のいわゆる故事の抄訳・増補訳について一、二の例を採り上げ、その和訳態度の一端について紹介したが、もとよりそれは十分なものではなかった。

例えば、前稿第三節で採り上げた、巻第三論封建篇第八章第二章末部の例で、「仮名貞観政要」が「堯の子丹朱、舜の子商均については和訳しているが、楚の令尹子文や晋の大夫欒黶の故事については削り、和訳していない」事実について、原田種成氏は

これは北條政子が、格別漢学の素養があるものでなかったから、かような平易な訳をしたということももちろんではあるが、平素の講義においても、天皇に御進講する場合においても、漢学

の素養のない一般人にもよくわかるように、かみくだいて講ずるのが当時の講義の常であったからである。だから、前者においては堯舜のようによく知られている話はそのまま用いても、子文・欒黶のような説明を要する故事は削去し、（一九六頁、注一）

とその理由を推定しており、私も前稿では「想定した読者の漢学の素養を考慮して、一般教養的な故事と専門的知識としての故事との境界線を設定し、それによって削ったものであろう」と述べた。

しかしながら、これも前稿第三節で紹介したのであるが、一方で「仮名貞観政要」は巻第五論忠義篇第十四第十章の中国春秋時代の晋の刺客豫讓の故事や巻第六論貪鄙篇第二十六章第二章の魯の宰相公儀休の故事については、原典本文にない詳細で具体的な状況描写を（おそらく「史記」を参照して）増補訳しているのである。これらの「故事」が原田氏のいう「よく知られている話」、私見の「一般教養的な故事」、に当たるとはし難い。わざわざ増補訳をしている点から

見ても、むしろ特殊な故事であり、「説明を要する故事」「専門的知識としての故事」であると言える。

結局、「仮名貞観政要」において、こうした故事を和訳するか、訳さずに省略してしまうかについては、単にその故事の一般性（専門性）の差異という理由だけでは説明がつかないのである。

本稿では、原典である「貞観政要」中に存在する故事に加え、他文献からの引用部分および他文献に典拠を有する語句、をも広く調査対象とし、それらが「仮名貞観政要」においてどのように抄訳（または増補訳）されているかを調査・検討することにより、この点に関する同書の和訳態度をより具体的かつ全般的に明らかにしたいと思う。ひいてはこれを、漢籍和訳における「和らげ」という行為をより具体的に分析する試みの一つとしたいのである。

なお、本稿で扱う資料である「仮名貞観政要」およびその原典である「貞観政要」については、拙稿「仮名貞観政要における増補部分」〔帝塚山学院大学研究論集〔文学部〕第三七集、平成一四〔二〇〇二〕年一二月〕の第一節「貞観政要（原典）概説」および第二節「仮名貞観政要概説」を参照されたい。

## 一、調査の手順

本稿で行なった調査の手順を説明する。

まず、原典である「貞観政要」の本文には、前稿同様、原田種成

氏校注『貞観政要上・下』（新釈漢文大系九五・九六、昭和五三〔一九八八〕年明治書院刊）を使用した。ただし、同書の校異を参照し、原田氏により「仮名貞観政要」が和訳の際に底本としたと推定されている写字台本系の本文により校訂して原典本文とした。そのため巻全体が写字台本系本文とは異なる現通行本系本文の巻第四と、写字台本系本文に採用されていない「貞観政要序」の部分は、最初からこの調査の対象としなかった。（なお、写字台本系本文の巻第一、第二は現存しないため、この二巻については本邦伝来の唐鈔本系本文を底本とする原田氏校訂本文に拠っている。）

次に、上記のように限定した原典本文の中から、それぞれ次のような基準により「引用」「故事」および「典拠句」を抜き出した。

### ①「引用」

原典本文中で、「〜に曰（云）く、〜と。（読み下し文、以下同）」、または「古人云ふ、〜と。」や「仲尼称す、〜と。」といった明確な引用形式で引用されている他の文献の一部。ただし当該文献の原文のままの引用でなく、若干の文字の差異や部分的な省略などがあっても許容する。（諱字関係で同意の文字に変更したり、使用者の若干の記憶違いなどもあるため。また、必要な語句のみを引用するために途中の語句を省略することもしばしばあるため。）どのような文献からの引用であるかについては原田氏校注書の「語釈」欄を参照した。以下②③の同様の分も含め、原田氏の学恩に對し記して謝意を表する。（なお、この「引用」の用例の中には内

容上次の「故事」に含まれるべきものが一三八例中一六例存在するが、今回は形式上の分類基準に従って「引用」とし、「故事」の用例とはしなかった。

(例一) 次の傍線部分を「引用」部分とする。この例では一〇字分。

易曰、聖人感人心、而天下和平。

易に曰く、聖人は人心を感じしめて、天下和平なり、と。(二一

頁、注二)

## ② 「故事」

原典本文中で、ある特定の人物や出来事に関する挿話が含まれている場合、その挿話の最初から最後までの部分。ただし、語り手である登場人物自身の体験であると考えられる挿話については採り上げない。どのような文献に基づいた故事であるかについては原田氏校注書の「通釈」「語釈」欄などを参照したが、それらに明確な言及のない場合も多く、その場合は調査者(加藤)自身がそれらの記述を頼りに当該文献を推定した。(この「故事」の用例に関してはこちらの加藤の推定によるものが全二八一例中一三三例含まれている。)

(例二) 次の傍線部分を「故事」部分とする。この例では一字分。ただし典拠不明。

昔殷湯不如堯舜、伊尹恥之。

昔、殷湯、堯舜に如かざるは、伊尹之を恥づ。(二三～二四頁)

(例三) 次の傍線部七〇字分は「故事」部分とはしない。波線部分に語り手自身の体験であることが示されているため。

貞観初、太宗謂侍臣曰、隋煬帝造宮室、以肆行幸。自西京至東京、離宮別館、相望道次。乃至并州涿郡、(王庶)無不悉然。馳

道皆広数百歩、種樹以飾其傍。人力不堪、相聚為賊。逮至末年、尺土一人、非復己有。以此觀之、広宮室、好行幸、竟有何益。

此皆朕所耳聞目見。(注三)

貞観の初、太宗、侍臣に謂ひて曰く、隋の煬帝、広く宮室を造り、以て行幸を肆にす。西京より東京に至るまで、離宮別館、道次に相望む。乃ち并州・涿郡に至るまで、悉く然らざるは無し。馳道は皆広さ數百歩、樹を種多以て其の傍らを飾る。人力、堪へず、相聚まりて賊を為す。末年に至るに逮びて、尺土一人も、復た己が有に非ず。此を以て之を觀れば、宮室を広くし、行幸を好むは、竟に何の益か有らん。此れ皆朕が耳に聞き目に見る所なり。(七五一頁)

## ③ 「典拠句」

原典本文中で、ある語句の意味の完全な理解に過去に他の特定の文献でその語句が使用されたときの前後の文脈の記憶が読者に必要となるような語句。換言すれば、過去の特定文献での使用文脈を理解の前提として原典本文で使用されていると推定される語句。「過去の特定文献での使用文脈」が即ちその語句の「典拠」ということになる。これらの認定に関しては原田氏校注書の「語釈」欄

の言及にその殆どを依拠したが、若干の例については調査者加藤の私見によって「典拠句」に加えたり逆にそれから外したりしたものもある。(加藤の私見によって加えた用例は全四六〇例中一三例。なお、付言すれば、ある語句に「典拠」を知らねば十全な理解ができないような意味までこめて使用されているのかどうかの判断自体かなり難しいし、さらには読解者の漢学の素養の多寡がその判断を大きく左右する。本稿では碩学原田氏の判断に殆どの部分を依拠した結果、調査者加藤本人の貧しい教養は一応糊塗されている。)

(例四) 次の傍線部分を「典拠句」部分とする。この例では八字分。

望紆天鑑、扱善而行、引而申之、触類而長。

天鑑を紆らし、善を扱んで行ひ、引きて之を申べ、類に触れて長せんことを望む。

(二二頁)『易経』繫辞上傳の語句を典拠とする。原田氏校注書

二三頁参照)

(例五) 次の「元首」は原田氏校注書「語釈」欄で『書経』益稷篇の語句を典拠とするが、加藤は「仮名貞観政要」和訳当時本邦ではこの文脈を前提としなくとも「元首」「君主」の意味は理解可能であったと判断し、「典拠句」とはしなかった。

凡百元首、承天景命、莫不殷憂而道著、功成而德衰。

凡百の元首、天の景命を承けて、殷憂して道著れ、功成りて徳

衰へざるは莫し。(四四〜四五頁)

次に、これらの「引用」「故事」「典拠句」について、それらがそれぞれ「仮名貞観政要」本文においても省略されずに忠実に和訳されている(「取」)か、あるいは省略されて訳されていない(「捨」)か、を調査した。ただし、「仮名貞観政要」は和訳の際大まかに意訳する場合もあり、また漢語を単にそのまま音読している場合もあるため、これら該当部分をその意味を反映させた和訳として「取」つたのか「捨」つたのかが厳密には判定し難い場合もあった。その場合、全部分の忠実な和訳でなくともほぼ該当部分の意味を尽くしていると考えられる場合や、該当部分の一部は確実に和訳していると考えられる場合は「取」であると判断した。音読の場合も、前後の文脈と矛盾せずに読解できる場合は「取」とせざるを得なかった。しかし極端な意識により「取」「捨」の判断が不可能な場合もあり、その場合はやむなく「不明(符号?で示す)」として別に分類・集計することとした。

(例六) 次の「君拳必書」は春秋左氏伝、「言存左史」は漢書芸文志に拠る「典拠句」である。「仮名貞観政要」は「道理ニソムク一言」のみ記録するかのように単純化して意識している。史官が君主の行動や発言は全て記録するとする依拠文献でのこの句の趣旨に則って訳しているとはし難く、かと言って「捨」ともできず、やむなく「不明(?)」の用例とした。

(原典本文)

君拳必書、言存左史。

君拳すれば必ず書し、言、左史に存す。(四九〇頁、傍線加藤)

〔仮名貞観政要〕

陛下、モシ道理ニソムク一言アラハ、左史、サタメテコレヲシ

ルス。(第三冊三十三オ十十一、傍線加藤、注四)

なお、写字台本系本文で脱落している長文部分が二、三存在するほか、「仮名貞観政要」が和訳時に原典には存在する章節を一節全て、あるいはある程度まとまった一小節全てを省略して和訳しない場合や、二箇所にほぼ同文の重複した章節が存在するため、その一方を和訳せず省略した、と推定される場合がある。これらを以下に示すが、これらの部分に存在する「引用」「故事」「典拠句」については、それら個々の部分が原因ではなく、原典本文の脱落、重出や章節全体(の内容)が原因となって存在しなかったり省略されたりしたのだと考えられるので、調査結果では「捨」とは区別し、「(その)他」として分類・集計した。

写字台本系本文で脱落している長文部分

・ 卷第四直言諫争篇第十三章の後半二八八字(八八二〜八八五頁)

(代わりに卷第四直言諫争篇第十三章の後半一七〇字を重出)

・ 卷第五論誠信篇第十七第三章の魏徴の上疏文の途中一四六五字(四二二〜四三五頁)

・ 卷第十論行幸篇第三十六第二章の第三小節八一字(七五四頁)

〔仮名貞観政要〕で一(小)節ごと省略されている章節(注五)

・ 卷第一政体篇第二章(五九〜六〇頁)

・ 卷第四直言諫争篇第十章(八四四頁)

・ 卷第四興廢篇第十一章の第一小節(八八六頁)

・ 卷第五論忠義篇第十四第六章(三七五〜三七六頁)

・ 卷第五論忠義篇第十四第十三章(三八九〜三九〇頁)

・ 卷第五論孝友篇第十五第三章(三九二〜三九三頁)

・ 卷第五論公平篇第十六第二章(三九八〜三九九頁)

・ 卷第五論誠信篇第十七第三章の第一小節(四一六頁)

・ 卷第六慎所好篇第二十一第四章(四八九頁)

重出しているため一方が和訳されなかったと考えられる部分

・ 卷第一政体篇第二章(七三〜七九頁)と卷第四直言諫争

篇第十四章(八四八〜八五二頁)……卷第一の方を和訳、

卷第四の方は省略。

・ 卷第二任賢篇第三章の第四〜七小節部分(一一六〜一一

九頁)と卷第四興廢篇第十一章の後半魏徴の経歴部分

(八九九〜九〇一頁)……卷第二の方を和訳、卷第四の方は省

略

・ 卷第四輔弼篇第九章の第三小節(八一八〜八一九頁)と

卷第十論佃獵篇第三十七章第一章(七五七〜七五八頁)……卷

第十の方を和訳、卷第四の方は省略。

晋書	蜀書後主伝注	三国志蜀書	三国志呉書	三国志魏書	後漢書	漢書	史記	經部計	孟子	論語	孝經	春秋公羊伝	春秋左氏伝	諡法	儀礼	周礼注	周礼	礼記	詩經	書經孔安国注	書經孔伝	尚書中候	書經	易經	依拠文献名
	1		1	5				56	1	16		3	1				7	7	1			14	6	取	
					1			1				1												? 引	
					1	1		35		5	1	2						5	8			8	6	捨	
					1			4		1		1						2						他	
	1		1	8	1			96	1	22	1	7	1				14	15	1			22	12	小計	
8	1	2	2	14	23	84	19	1	3			5							2			1	7	取	
1				1																					? 故
				3	6	5	12	16				12							2			1	1		捨
				1			1	1																	他
9	1	2	1	5	21	29	97	36	1	3		17						2	2		1	9	1	小計	
	1	2	3	5	16	22	139	4	28	3	1	23						18	15			35	12	取	
				2	1	8	2					1							1	3		1			? 典
	2			5	11	15	122	6	15	2	1	15	1	1	1	13	13				1	32	21	捨	
				1	4	14	1	3		2				1	1	2						1	3		他
	3	2	3	11	29	42	283	13	46	5	2	41	1	2	1	33	33			1		69	36	小計	
9	1	6	3	8	33	66	140	415	15	71	5	3	65	1	1	2	1	49	50	1	1	1	100	49	合計

(表1) 仮名貞観政要における「引用」「故事」「典拠句」の取捨 文献別一覧表

二、依拠文献別の和訳率と考察  
 本節ではまず依拠文献別の調査結果について検討・考察したい。

漢高祖秋風辞	韓詩外伝	文選	楚辞	子部計	太平御覽	莊子	老子	淮南子	呂氏春秋	尸子	文子	列子	韓非子	管子	体論	潜夫論	說苑	新序	新語	新語	荀子	孔子家語	史部計	水経注	越絶書	晏子春秋	戰国策	資治通鑑	竹書紀年	隋書	北周書	北齊書	後魏書	陳書	梁書	依拠文献名				
				12		2	1	1	1					2	1	1					3		8		1													取		
				1		1																	1																? 引	
	4			5	1	1	1				1										1		2																捨	
				2										1	1								1																	他
	4			20	1	1	3	1	1	1	2			3	1	1	1				4		12		1														小計	
				21	2	1	1	1		2	3	1					4	3		1	1	2	183	1	1	1	3	28	1	8	1	1	4					取		
						1																	2							2								? 故		
				2		1	1																29																捨	
				23	3	2	1			2	3	1					4	3		1	1	2	217	1	1	1	3	30	1	8	1	1	5					小計		
1	3	6	1	37	2	1	9	7	4	1	1		3	2			5				2	51	1															取		
				1									1									3																? 典		
	2	6		15		1	5	2	3								2					35						1	1								捨			
		1		3									1				1	1				6					1											他		
1	5	13	1	56	2	2	14	9	7	1	1		5	2			8	1		2	2	95	1	1	2	1											小計			
1	5	17	1	99	3	6	17	12	9	2	3	2	8	6	1	1	13	3	1	1	7	4	324	1	1	2	2	5	1	30	1	8	1	1	5			合計		

合計	不明計	文献不明	不明陰陽書	集部計	陶淵明集序	哀江南賦	魏明帝樂府	依拠文献名
82	6	5	1					取？引用
3					4			捨他
46								小計
7								取？故事
138	6	5	1	4				捨他
227	3	3		1		1		小計
2		1						取？典拠句
48	1	1					1	捨他
4								小計
281	4	4		1		1		取？典拠句
241	3	3		11				捨他
12								小計
183	1	1		10	1		1	合計
24				1				
460	4	4		22	1		1	
879	14	13	1	27	1	1	1	

(表1) は用例数のみでわかりにくいため、各依拠文献ごとに省略されずにきちんと和訳されている割合を

「取」の用例数÷(「取」の用例数+「捨」の用例数)×百として百分比で求め(以下「和訳率」と称する)(表2)に示す。ただし依拠文献が不明なものと、(その和訳率に確実な意味があるとはし難いと考えて)用例数の合計が十例未満の文献、は省略したが、別に「経」・「史」・「子」・「集」の各部と「不明」の合計の比率を求めて示した。当然であるが全体の合計の比率も示した。

(表2) 仮名貞観政要における「引用」「故事」「典拠句」の和訳率(百分比、小数点以下第二位を四捨五入、空白部分は用例無し) 文献別割合

合計	不明計	集部計	文選	子部計	老子	淮南子	說苑	史部計	隋書	後漢書	漢書	史記	経部計	孟子	論語	春秋左氏伝	礼記	詩経	書経	易経	依拠文献名
64.1	100.0	0.0	0.0	70.6	66.7	0.0	100.0	80.0		100.0	83.3	0.0	61.5	100.0	76.2	60.0	58.3	46.7	63.6	50.0	引用
82.5	75.0	100.0		91.3		50.0	100.0	86.3	93.3	70.0	82.1	87.5	54.3	100.0	100.0	41.7	100.0	0.0	87.5	0.0	故事
56.8	75.0	52.4	50.0	71.2	64.3	77.8	71.4	59.3		50.0	59.3	59.5	53.3	40.0	65.1	60.5	58.1	53.6	52.2	36.4	典拠句
66.5	85.7	46.2	37.5	76.1	64.7	66.7	83.3	78.6	93.3	64.5	72.1	79.1	55.3	50.0	70.1	51.7	60.0	48.9	57.7	39.1	合計

まず、「引用」「故事」「典拠句」を合計した比率で見ると、各部別では「史」↓「子」↓「経」↓「集」の順に和訳率が減少している。そして和訳率の高い文献順に並べても、

隋書↓説苑↓史記↓漢書↓論語↓淮南子↓老子↓後漢書↓礼記↓  
書経↓左伝↓孟子↓詩経↓易経↓文選

となっており、傾向として史書の比率が高く、易経および詩文書の比率が低く、他の経書や諸子の思想書はその中間的な比率となっている。

また、「引用」「故事」「典拠句」それぞれの比率を見ると、用例数の少ない「不明」を別にして、「故事」の和訳率が最も高い。次に、「子部」ではわずかに「典拠句」の方が上回るものの、「経部」「史部」「不明」では「引用」の方が「典拠句」よりも和訳率が高い。(なお「集部」は「引用」の和訳率が○%だが、用例が少ないので明確な例外とはし難い。)

「貞観政要」は分類上は史部に属する。形式上太宗と臣下の治世に関する問答が大部分を占めるが、その問答の中には「故事」つまり個別的・歴史的な出来事の記述が多数含まれており、それら過去の歴史上の出来事を含み、現在の治世のための教訓を得ようとするのが、同書の基本的な態度である。そしてこの基本的態度は、「仮名貞観政要」の和訳においても尊重され、踏襲されていると言える。

例えば巻第一政体篇第二十六章には

貞観十六年、太宗、侍臣に謂ひて曰く、或は君、上に乱れ、臣、

下に理む。或は臣、下に乱れ、君、上に理む。二者苟くも違はば、何者をか甚たしと為す、と。特進魏徴対へて曰く、君、心理まれば則ち照然として下の非を見る。一を諫して百を勧めば、誰か敢て威を畏れて力を尽くさざらん。若し上に昏暴にして、忠諫に従はずんば、百里奚・伍子胥の徒、虞・呉に在りと雖も、其の禍を救はず、敗亡も亦促らん、と。太宗曰く、必ず此の如くならば、齊の文宣は昏暴なるに、楊遵彦正道を以て之を扶けて理を得たるは、何ぞや、と。徴曰く、遵彦、暴主を彌縫し、蒼生を救理し、纒に乱を免るを得たるも、亦甚だ危苦せり。人主厳明にして、臣下、法を畏れ、直言正諫して、皆、信用せらるるとは、年を同じくして語る可からざるなり、と。(九五〜九七頁、読み下し文のみ引用、傍線加藤)

のように時代を異にする三つの「故事」が見られるが、「仮名貞観政要」ではこれらを

貞観十六年、太宗、侍臣ニカタリテノタマハク、アルイハ、君、上ニミタレタレトモ、臣、下ニヲサム。アルイハ、臣、シモニミタレタレトモ、君、上ニオサム。コノ二ノカタタカヒナルコト、イツレヲカハナハタシトスルヤ。魏徴、コタヘテ申サク、君、上ニ賢ナル時ハ、スナハチ、照然トテラシテ下ノヒカコトヲミル。ヒトリヲホロホシテ百ヲススメムニ、威ニヲチテコトコトク忠ヲツクスヘシ。君、上ニミタレテ、イサメニシタカハサル時ハ、賢正ノ臣アリトイフトモ、下ヨリヲサメカタシ。シ



カレハスナハチ、虞ノ君、上ニミタレテ、百里奚カイサメニシ  
 タカハサリシカハ、虞ノ国、ツイニ秦ノ国ニホロホサレタリ。  
 呉王、奢テ伍子胥カイサメヲイレサシシカハ、呉ノクニ、又、  
 越ノ国ニウタレタリ。上ミタレテ、イサメニシタカハスハ、ソ  
 ノワサハイヲスクイイカタシ。太宗ノタマハク、魏徴カ申ムネ、  
 ミナモテシカナリ。タタシ、齊文宣帝、暴乱タリ。楊遵彦、タ  
 タシキ道ヲモテヲサムルコトヲエタルコト、イカムソ。魏徴、  
 コタエテ申サク、楊遵彦、ワツカニクラキ君ヲオキヌイ、蒼生  
 ノ民ヲスクフトイヘトモ、タタ、難ヲマヌカレタルハカリナリ。  
 クルシミアヤフメルコト、ハナハタシ。ナムソ、上アキラカニ、  
 下恐テ、直言正諫シテ世ヲオサメムニヲナシカラムヤ。（第一冊  
 二十一ウ六〜二十二オ十、傍線加藤）

の如く全てきちんと和訳している。特に前の二つは原本文の短く  
 混交した記述を別々にしてわかりやすく補いながら和訳している。  
 いずれの「故事」も、本章節の主旨である「治世にとつて君主と臣  
 下のどちらがより重要か」という問題に関わる具体的な事例として  
 挙げられているため、和訳に当たっても、これらを省略することな  
 く、逆にわかりやすく補ってまでして、きちんと訳しているのであ  
 る。

このように、「貞観政要」には「故事」をはじめとした史書からの  
 依拠部分が数多く現われ、しかもそれらの大部分は各章節の主旨と  
 深く関わるものとして挙げられているため、「仮名貞観政要」の和訳

に際しても省略されることなく、きちんと和訳される割合が高いの  
 であろう、とまずは考えられる。それが依拠文献ごとの比率におけ  
 る史書系文献の和訳率の高さ、あるいは「引用」や「典拠句」に対  
 する「故事」の相対的な和訳率の高さに反映しているのだと考えら  
 れるのである。

そもそも、「故事」つまり特定の人物のエピソードや歴史的な出来  
 事といつても、それらが適切な言語量を費やして表現されれば、読  
 者にとつて理解が難しいとか、翻訳する場合に的確に訳すことが難  
 しいとかいうものではないと考える。具体的な人物が、具体的に行  
 動し、具体的な結果が描かれる。そしてその人物や出来事から読者  
 に対して一つの教訓（行動の指針）が示されるのである。それは、  
 本文の主旨にとつて的確な例であれば、むしろ長々とことばを尽く  
 して描かれるほど、読者にとつて内容の理解に資する素材となるよ  
 うに思われる。「仮名貞観政要」で「故事」の和訳率が相対的に高い  
 のは、具体的なエピソードの叙述が言語の違いを越えて内容の理解  
 に資することの現われと言えよう。

しかしながら、「故事」であれば即和訳率が高いという説明方法で、  
 （表2）、ひいては（表1）の結果を全て説明することはできない。  
 なぜなら、「故事」の比率自体にも和訳率の高い文献（史書や書経な  
 ど）と低い文献（春秋左氏伝など）があるし、「引用」および「典拠  
 句」の比率についてもその和訳率は文献ごとにかんがりの差があり、  
 一律に「故事」の和訳率が高く、「引用」「典拠句」の和訳率が低い

わけではないからである。そこには単に「故事」であるというのではなく、やはり、原典本文の主旨との関わりという要因が関係しているのだと推定される。

そこで次に「引用」部分についても取捨の要因を検討することにしたい。例えば巻第六杜讒佞篇第二十三章第一章は

貞観の初、太宗、侍臣に謂ひて曰く、朕、前代の讒佞の徒を觀るに、皆、国の蝨賊なり。或は言を巧にし色を令くして、朋党比周す。暗主庸君の若きは、之を以て迷惑せざるは莫し。(四九八頁、読み下し文のみ引用)

と太宗が「讒佞の徒」が国家の治世にとっていかに害をなすものであるかを述べるものであるが、その章末部分で魏徵が太宗に答えて言う部分には

魏徵曰く、礼に云ふ、其の睹ざる所を誠慎し、其の聞かざる所を恐懼す、と。詩に云ふ、悌愷の君子、讒言を信する無れ。讒言は極り罔く、交、四国を乱る、と。又、孔子、利口の那家を覆すを惡む、と。蓋し此が為めなり。臣嘗て古より國を有ち家を有つものを觀るに、若し曲けて讒譖を受け、妄りに忠良を害すれば、必ず宗廟丘墟、市朝霜露たらん。願はくは陛下深く之を慎まんことを、と。(五〇二頁、同前、傍線加藤)

のように三箇所「引用」部分がある。これを「仮名貞観政要」は、魏徵、コタエテ申サク、毛詩ニイハク、悌愷君子ハ、讒ヲ信スルコトナシ、信スル時ハ四海ヲミタル、ト。又、孔子ノノタ

マハク、ニクムラクハ、讒口ノ那ト家トラクツカハスコトラ、ト。ネカハクハ、陛下、讒ヲウケテスナヲナルヲシリソクルコトナカレ。(第三冊三十五オ十ウ二、傍線加藤)

とし、最初の「礼記」からの「引用」部分を省略して和訳せず、後の「詩経」と「論語」の「引用」部分だけを訳している。

これはおそらく、「礼記」からの「引用」部分が本章節の主旨である「讒佞の徒」を防ぐべきことと直接関係する教訓ではないのに対し、「詩経」と「論語」の引用部分はまさにそれに直接関係する教訓であるため、和訳に際してこのような処置を採ったものであろう。「引用」部分の取捨においても、やはりその部分が原典本文の主旨に直接関係するものは「取」り、関係の薄いものは「捨」てる方針があることが推定される。

このように考えると、依拠文献別に見た「引用」の和訳率の高低も多少理解できるように思われる。比率の低かった「文選」「詩経」「易経」など、詩や易占の詞は、風論的・示唆的な傾向を有する。そのような傾向が、引用された際、原典本文の主旨との直接的関係の弱さとなって、翻訳の際省略の憂き目に遭ったことが考えられるのである。

続けて、原典本文の主旨との関係性という観点から、「典拠句」の取捨を左右する原因についても検討したいのであるが、「典拠句」の性質や原典本文中で果たしている機能は「引用」や「故事」に比べて多様であり、一律には扱いきれない。ここでは「典拠句」には「故

「事」や「引用」に比べその機能が部分的なものがより多く含まれ、  
 原典本文の主旨にとつて不可欠な用法であるものはより少ないの  
 はないか、という見通しのみを述べておく。そして、(表1) および  
 (表2) だけでなく、より詳細な観点により分類した調査結果を加え、  
 節を改めて検討・考察することとする。

### 三、典拠句の機能別の和訳率と考察

「典拠句」の用例の中にはその性質や機能が異なるものが雑多に含  
 まれている。第一に、「引用」に順ずるもので、

天子有諍臣、雖無道、不失其天下。

天子に諍臣有れば、無道なりと雖も、其の天下を失はず。(一四

七頁)

〔「仮名貞観政要」は「捨」〕

のように、一般的な教訓(見解)を述べたものである(この場合は  
 「孝経諫争章」の詞句を典拠とする。原田氏校注書一四八頁参照)。  
 明確な引用形式を取り、依拠文献の詞句にほぼ同じ文字列であれば、  
 「引用」の用例とできるのだが、その形式を採らず、文字列も原文と  
 かけ離れている場合、「典拠句」の用例に含まれてくるわけである。

第二に、「故事」に順ずるもので、

當置之几案、事等弦章。

當に之を几案に置き、事、弦章に等しくすべし。(傍線加藤、五

〇頁)

〔「仮名貞観政要」は「マサニ几案ノフツクエニヲキテ弦章ニヒ  
 トシウスヘシ(第一冊九オ三〜四)」と訳す。なお梵舞本は「弦  
 章」の左に「書也」と傍書あり。〕

のように、固有の人物や出来事に由来する語句を含むものである。  
 これは「韓非子鏡行篇」にある、戦国時代初めの魏の西門豹が柔ら  
 かいなめし革の帯でせつかちな自分をのんびりとくつろげたとい  
 う故事と、春秋時代末の晋の董安子が堅い弓の弦を帯にしてゆつたり  
 とした自分の心を引き締めたという故事(注六)を踏まえた「典拠  
 句」であり、背景としてのこれらの「故事」を知らねばこの語句の  
 正確な理解はできない。(ちなみに梵舞本の「弦章」の左傍に「書也」  
 とあるのはこれらの故事を知らなかった、または、想起できなかつ  
 た者の誤解による注記か?)

第三に、その語句自体の意味は典拠を知らなくとも理解できるも  
 のの、その語句が典拠のある、言わば「由緒ある」表現であり、一  
 種の文飾的表現として使用されるものである。例えば

若能鑑彼之所以亡、念我之所以得、日慎一日、雖休勿休、

若し、能く彼の亡ふ所以を鑑み、我の得る所以を念はば、日、  
 一日を慎み、休しと雖も休しとする勿く、(傍線加藤、四〇頁)

〔「仮名貞観政要」は「彼隋ノホロヒタルユエヲカカミ、我エタ  
 ルユエヲオモフテ、ヤスシトイフトモヤスシトスルコトナカレ  
 (第一冊六ウ二〜四)」と訳す。〕

孟子	論語	孝経	春秋公羊伝	春秋左氏伝	諡法	周礼注	周礼	礼記	詩経	書経孔伝	書経	易経	依拠文献名
3	9	2	4				5	1		2	1		取 ? 捨 他
	1	1	2				3			1	2	3	小計
3	11	3	7				9	1	4	4	4		取 ? 捨 他
	2		6				4	2	5				小計
			1	3	1		1	2	4	1			取 ? 捨 他
2			1	9	1		5	5	10				小計
1	17	1	1	13			9	13	28	11			取 ? 捨 他
2			1				3		1				小計
6	14	1	10	1	1	9	11	1	26	18		3	取 ? 捨 他
1	2		1			1	1	1					小計
10	33	2	1	25	2	1	19	28	55	32			合計
13	46	5	2	41	1	2	1	33	33	1	69	36	

(表3)「典拠句」の用例 「一般的教訓」「固有事象背景」「文飾の使用」別の依拠文献別分類集計結果(「典拠句」の用例のあるもののみ、空白部分は用例無し)

の傍線部分、前者は「淮南子主術訓」の、後者は「書経呂刑篇」の詞句を典拠とするが(原田氏校注書四二頁および四七二頁参照)、どちらも典拠を知らねば理解できないほどではない。ただ、これらの語句が「書経」や「淮南子」にある「由緒ある」表現だと想起できる者だけが、その使用者の学識に感心したり、典拠である文献の世界にまで思いをめぐらしたりできるのである。

以上の三種類が大きな分類である。この分類により、「典拠句」の用例を集計した結果が次の(表3)であり、(表3)から「典拠句」の用例が十例以上ある依拠文献と経・史・子・集各部および合計の和訳率を求めたものが(表4)である。

合計	文献不明	集部計	陶淵明集序	魏明帝樂府	秋風辞	韓詩外伝	文選	楚辞	子部計	太平御覽	莊子	老子	淮南子	呂氏春秋	尸子	文字	韓非子	管子	說苑	新書	荀子	孔子家語	史部計	越絶書	戰国策	資治通鑑	竹書紀年	三国志呉書	三国志蜀書	三国志魏書	後漢書	漢書	史記	經部計	依拠文献名	
40	1	2				1	1	6			3					1	1	1	1		1	5													取 ? 捨 他	
2													1									1														小計
21		1				1		2									2	1	1			5			1											取 ? 捨 他
5																						3														小計
68	1	3			1	2		8		3	1					1	2	1			14		1				1	2	4	6					42	取 ? 捨 他
61	1	3				3		15	2	1	3	3				2	1	3			23	1	1	1	2	1	2	6	9						19	取 ? 捨 他
1								1								1						6							4	2					12	取 ? 捨 他
20	1							1											1			1													2	小計
3																						1														合計
85	2	3			3			17	2	1	3	3				3	1	4			30	1	1	1	2	1	2	10	12						33	取 ? 捨 他
140	1	6			1	2	2	1	16	1	5	4	1	1	1	1	1	1			23								1	3	8	11			94	取 ? 捨 他
9																					2									2					7	小計
142	9	1	1		2	5		12	1	5	2	2									24		1	1	2			3	5	12					97	取 ? 捨 他
16	1					1		3								1	1	1			2							1		1					10	小計
307	1	16	1	1	1	4	8	1	31	2	10	6	3	1	1	1	1	2	1	1	2	51		1	1	2	1	7	15	24					208	合計
460	4	22	1	1	1	5	13	1	56	2	2	14	9	7	1	1	5	2	8	1	2	95	1	1	2	1	3	2	3	11	29	42			283	

(表4) 「典拠句」の用例 「一般的教訓」「固有事象背景」「文飾的使用」別の和訳率  
 (「典拠句」の用例数十例以上の依拠文献のみ。小数点以下第二位四捨五入。  
 空白部分は用例無し)

依拠文献名	一般	固有	文飾	合計
易経	25.0		37.9	36.4
書経	50.0	55.6	51.9	52.2
詩経		50.0	54.2	53.6
礼記	62.5	80.0	50.0	58.1
春秋左氏伝	66.7	66.7	56.5	60.5
論語	90.0	100.0	54.8	65.1
孟子	100.0		14.3	40.0
経部計	66.7	61.3	49.2	53.3
史記	66.7	81.8	47.8	59.5
漢書	50.0	60.0	61.5	59.3
後漢書	0.0	100.0	50.0	50.0
史部計	50.0	79.3	48.9	59.3
老子	100.0	100.0	50.0	64.3
子部計	75.0	93.8	57.1	71.2
文選	50.0	100.0	28.6	50.0
集部計	66.7	100.0	40.0	52.4
合計	65.6	75.3	49.6	56.8

(表4)を見ると、依拠文献によっていくつか例外はあるものの、全般的な傾向として、「固有事象」を背景とする典拠句の場合の和訳

率が最も高く、「一般的教訓」の場合がそれに次ぎ、「文飾的使用」の場合の和訳率が最も低いことがわかる。これは前節の、「貞観政要」という文献で原文本文の主旨と関わって引かれることが多い「故事」の和訳率が相対的に高かったという結果と並行した結果だと言える。単なる「文飾的使用」であれば、その「典拠句」部分が原文本文の主旨との関係からどうしても省略できないような要素である可能性は低いはずだからである。

以上の「典拠句」の細分類による和訳率の高低の結果から言っても、「仮名貞観政要」においてある「引用」「故事」「典拠句」部分がきちんと和訳されるか否かは、まずはそれらと原文本文主旨との関わり深さに比例していると言えるであろう。

#### 四、文書部分の和訳率と考察

「貞観政要」には、太宗と侍臣との治世に関する問答からなる章節が多いが、また、太宗の治世のあり方に対して臣下が奉った上書や上表文、それに答えた太宗の詔勅文等から成る章節も存在する。本節ではこれら文書部分の和訳率に焦点を当てて考察してみたい。

こうした上書等の文書は長文のものが多く、文書を含む章節は必然的に問答からなる章節よりも長大なものが多い。「仮名貞観政要」には、和訳に際し、こうした長文を含む長い章節を短縮しようとする傾向が見られる。これはおそらく、読者の実際的な負担(長文の

読解による緊張の持続)を緩和・軽減しようとする意図からである  
と、まずは考えられる。

ただし、こうした文書部分を含む章節の和訳における短縮には別の要因も考えられる。それは物理的な長さの軽減ではなく、内容的な難しさの軽減である。太宗と臣下との問答は、口頭であるから、記憶に頼った形で「引用」や「故事」の紹介、「典拠句」の利用が行なわれるため、それらの「引用」「故事」「典拠句」は、人口に膾炙した、よく知られたものである可能性が高い。これに対して、文書を製作する場合には十分な準備の時間が許されているため、数多くの文献を参照して様々な「引用」や「故事」を自由に利用することができるし、また、文書の主旨とは無関係に、様々な典籍を参照し「由緒ある」表現を利用して文飾を試みる余地もある。必然的に、文書には、口頭の問答における発言部分と比べ、より多様な、一般にはそれほど知られていない、「引用」「故事」「典拠句」の類が使用される可能性が高くなると考えられるのである。そしてそれらを和訳する場合、広く知られていない文献からの「引用」や「説明を要するような故事」や特殊な文献からの文飾的な「典拠句」は、ただでさえ「短縮化」の要求されるこうした長文の文書を含む章節の場合においては、よりいっそう敬遠され、省略されることが予想されるのである。

このような見通しに基づき、こうした文書部分のみについて同様の集計を行なった。次の(表5)は、こうした文書(上書・上表・

詔等)部分に存在する「引用」「故事」「典拠句」の用例について、「仮名貞観政要」の和訳における取捨の状況を示したものであり、(表6)はそのうち用例数が十以上の依拠文献および経・史・子・集の各部および不明と全体の合計について和訳率を調べたものである。

(表5) 仮名貞観政要(上書・上表・詔など文書)における「引用」「故事」「典拠句」の取捨 文献別一覧表

梁書 晋書 三国志蜀書 三国志呉書 三国志魏書 後漢書 漢書 史記 經部計 孟子 論語 孝經 春秋公羊傳 春秋左氏傳 論法 儀禮 周禮注 周禮	依拠文献名				取? 引用				取? 故事				取? 典拠句				合計	
	易經	書經	書經孔伝	書經孔安国注	詩經	礼記	周礼	儀禮	春秋左氏傳	論語	孟子	史記	漢書	後漢書	三国志魏書	三国志呉書		三国志蜀書
	6	2	1	1	1	1	1	1	2	1	2	22	2	1				
					3	4	1			1	1	16	1					
					10	5	1	1	4	4	41	4						
			1		1			2		1	6	4	4	4	1		3	
				2				12			16	5	5	5	3	1	1	
					1	2		14		1	23	9	9	9	4	1	1	
					12	12		14	1	1	81	11	11	4	2	1	3	
					2	17		1	1	1	97	7	7	1	4	1	1	
					1	3		1	1	1	96	13	13	3	4			
					1	29		1	2	2	193	19	19	8	2	1	2	
					1	45		1	2	2	257	32	32	17	6	2	2	
					1	58		1	2	1		65	32	17	6	2	2	
					1	34		1	2	1		65	32	17	6	2	2	
					1	34		1	2	1		65	32	17	6	2	2	

引用・故事・典拠句の取捨から見た仮名貞観政要の和訳態度

合計	不明計	文献不明	集部計	文選	子部計	楚辭	文選	韓詩外傳	漢高祖秋風辭	陶淵明集序	史部計	太平御覽	莊子	老子	淮南子	呂氏春秋	尸子	文字	韓非子	管子	體論	潛夫論	說苑	新序	新書	荀子	孔子家語	史部計	越絶書	晏子春秋	戰国策	資治通鑑	竹書紀年	隋書	依拠文献名		
35	2	2									8		2				1	1		1	1		1			1	3	1							取		
2											1	1															1									?	
25			4		4		4				4	1		1			1								1	1										引	
5					2						2								1			1															捨
67	2	2	4		15		4				1	1	2	1		1	2		2	1	1	1	1		2	5	1									小計	
59					11						1	1	1					3	1			2	1	1	1	1	42			1			3			取	
45					2						1		1														27							1			?
3																										2										捨	
107					13						2	2					3	1			2	1	1	1	1	1	71		1								小計
142	1	1	9	1	20	1	3	4	1		1	4	5	4				1	1			3			1	31	1			1							取
5																										1											?
146			9	1	13		2	6			1	5	2	2								2				27					1	1					捨
19			1		3		1											1				1	1			4				1							他
312	1	1	19	1	36	2	9	7	6		2	9	7	6			2	1				6		1	1	1	63	1	1	2	1						小計
486	3	3	23	1	64	1	5	11	10	6	1	5	11	10	6	1	2	5	4	1	1	9	1	1	4	2	139	1	1	1	3	1	4				合計

合計	不明計	集部計	文選	子部計	老子	淮南子	說苑	史部計	隋書	後漢書	漢書	史記	經部計	孟子	論語	春秋左氏傳	礼記	詩經	書經	易經	依拠文献名
58.3	100.0	0.0	0.0	66.7	100.0	0.0	100.0	75.0			66.7		57.9	100.0	66.7	66.7	66.7	20.0	60.0	40.0	引用
56.7				84.6		50.0	100.0	60.9	75.0	44.4	44.4	68.4	27.3	100.0	100.0	14.3	100.0	0.0	50.0	0.0	故事
49.3	100.0	50.0	40.0	60.6	44.4	71.4	60.0	53.4		50.0	61.1	43.5	45.5	14.3	56.5	58.3	54.5	50.0	39.5	34.6	典拠句
52.2	100.0	40.9	28.6	67.2	54.5	60.0	75.0	58.0	75.0	47.1	56.7	59.0	45.8	33.3	59.3	43.9	59.4	41.9	43.6	34.4	合計

(表6) 仮名貞観政要(上書・上表・詔など文書)における「引用」「故事」「典拠句」の和訳率  
 「典拠句」の和訳率 文献別割合  
 (百分比、小数点以下第二位を四捨五入、空白部分是用例無し)

全部分に対する調査結果よりもいっそう用例数が限られてくるため、(表6)の個々の依拠文献ごとの和訳率には信頼できるものがない。よって主に各部や全体の合計の比率を検討する。

第一に、問答部分をも含めた全用例のときの和訳率(表2)と比べ、各部および全体のほぼ全ての項目(例外は用例数のわずかな「不明」の「典拠句」・「合計」のみ)の和訳率が低下している。やはり、問答部分・地の文など他の部分に比べ、文書部分では「引用」「故事」「典拠句」はいっそう省略されやすく、きちんと訳されないことが多いわけである。

第二に、文書中の「故事」の和訳率は全体と比べて二十五%程低くなっており、「引用」「典拠句」に比べて差が大きい。これは文書に引かれる「故事」が問答部分に引かれる「故事」よりも和訳に際して敬遠され、省略されることが「引用」や「典拠句」に比べて特に多いことを示すもので、注意すべき結果であろう。(この原因は第五節で推定した。)

第三に、個々の依拠文献ごとの比率の差が何を意味するのか、少しだけ考えてみたい。次の(表7)は(表6)にある依拠文献および各部ごと、合計、の場合の、全用例中文書内の用例が占める割合を求めたものである。

(表7) 用例の中で「文書」内のものの占める割合

(用例数以上の依拠文献と各部計・合計小数点以下第二位を四捨五入)

依拠文献名	割合 (百分比)
易経	71.4
書経	58.0
詩経	68.0
礼記	69.4
左伝	66.2
論語	42.3
孟子	73.3
経部計	61.9
史記	46.4
漢書	48.5
後漢書	51.5
隋書	13.3
史部計	42.9
說苑	69.2
淮南子	83.3
老子	64.7
子部計	64.6
文選	88.2
集部計	85.2
不明計	21.4
合計	55.3

これによると、(表2)(表6)で和訳率の低い依拠文献は、文書中に引かれることが多い文献であることが、ほぼ、わかると思う。このことから、結局、依拠文献ごとの和訳率の高低は、口頭で引かれることの多い人口に膾炙した教訓が多い文献か、文書に引かれることが多い、筆者のそれなりの学識や知識を示すための術学的な要素の多い文献か、という性質の反映ではないかということが推定できるのである。原田氏のいう、「よく知られている話」と「説明を要する故事」、私見の「一般教養的な故事」と「専門的知識としての故事」という差異による理由付けは、それで全てが説明できるものはなかったが、この和訳における取捨の要因を、やはり幾分かはい当てていたと言えるだろう。



五、当該部分の文字数別の和訳率と考察

最後に、「引用」「故事」「典拠句」部分の長さ（と和訳率との関係）について検討したい。

次の（表8）は「引用」「故事」「典拠句」部分の字数を「二字以下」「三字～四字」「五～八字」「九字以上」の四種類に分け、それぞれの「仮名貞観政要」における「取」「捨」の用例数を経・史・子・集の各部と文献不明、合計について示したものである。「文書以外の部分の用例」と「文書内の用例」とに分けて集計した。なお、「二字以下」は主に熟語的なもの、「三字～四字」は主に四字の故事成語、「五～八字」は故事成語ほど熟していない故事や教訓、「九字以上」は全く熟していない説明的な故事・教訓等を想定したのである。そして（表9）は（表8）からそれぞれの項目の和訳率を求めたものである。

（表9）を見ると、まず、前節で見たように、「文書以外の部分の用例」の方が「文書内の用例」よりも和訳率が高いことが確認できる。

注意されるのは「三～四字」の用例である。「文書以外の部分の用例」「文書内の用例」ともに「二字以下」「五～八字」「九字以上」と字数が増えるにつれて和訳率も高くなっている。これは、一般的に文字数が増えるほどそこに託される意味も比例して増大すると考えられることから、妥当な結果であると思われる。原典本文において

（表8）「引用」「故事」「典拠句」部分の字数と「取」「捨」の用例数

① 文書以外の部分の用例														② 文書内の用例																								
合計		不明計		集部計		子部計		史部計		経部計		字数		合計		不明計		集部計		子部計		史部計		経部計		字数												
捨	取	捨	取	捨	取	捨	取	捨	取	捨	取	捨	取	捨	取	捨	取	捨	取	捨	取	捨	取	捨	取	捨	取											
38	42	0	0	1	1	1	6	11	12	25	23	二	8	18	0	1	0	0	0	1	2	5	6	11	二	14	59	0	0	1	2	1	6	2	20	10	31	四
44	56	0	0	3	3	8	10	15	18	18	25	八	19	54	0	3	0	0	1	3	4	18	14	30	八	20	183	2	5	0	1	1	21	3	123	14	33	九
216	236	0	3	13	9	19	39	55	76	129	109	小計	61	314	2	9	1	3	3	31	11	166	44	105	小計	61	314	2	9	1	3	3	31	11	166	44	105	小計

(表9) 「引用」「故事」「典故」部分の字数と和訳率  
 (百分比、小数点以下第二位を四捨五入、空白部分是用例無し)

②文書内の用例							①文書以外の部分の用例						
合計	不明計	集部計	子部計	史部計	経部計	字数	合計	不明計	集部計	子部計	史部計	経部計	字数
52.5		50.0	85.7	52.2	47.9	二	69.2	100.0		100.0	71.4	64.7	二
36.9	100.0	40.0	45.5	28.1	37.9	四	80.8		66.7	85.7	90.9	75.6	四
56.0		50.0	55.5	54.5	58.1	八	74.0	100.0		75.0	81.8	68.2	八
67.5	100.0	25.0	81.8	86.0	48.1	九	90.1	71.4	100.0	95.5	97.6	70.2	九
52.2	100.0	40.9	67.2	58.0	45.8	小計	83.7	81.8	75.0	91.2	93.8	70.5	小計

何らかの文字数を費やして表現されている以上、文書ならその文書の、章節ならその章節の、発言ならその発言の内容に関して、何らかの情動的な寄与をしているはずである。それをきちんと訳すか、

訳さずに省略してしまうかの判断が、内容との関わり方によって為されるとすれば、文字数が多く情報量が増えるほど関わりの可能性が増大し、ひいては省略される可能性は低まることになる。

ところが「三〇四字」の字数の用例だけは、「文書以外の部分の用例」で「五〇八字」を越えて特に高くなっているのに対し、「文書内の用例」では逆に「二字以下」よりも極端に低くなっている。これは「三〇四字」の用例に何か特殊な事情、文字の増加に比例して単純に情報量も比例する、というのではない何か別の性質、が存在することを示唆する。

例えば、巻第一君道篇第一章(原田氏校注書三七〇四四頁)には最初の文書である魏徴の上疏があるが、そこには以下のような四字の「故事」「典故」が現われる。(出現順、和訳における取捨を「取」○、「捨」×で示し、依拠文献を付記する。)

本枝百世(○、詩経大雅文王篇) 殷鑑不遠(×、詩経大雅蕩篇) 日慎一日(×、淮南子主術訓) 雖休勿休(○、書経呂刑篇) 損之又損(×、老子第四十八章) 惟聖罔念(×、書経多方篇) 触類而長(×、易経繫辭上篇) 以暴易乱(×、史記伯夷列伝) 與乱同道(×、書経太甲下篇) 順天革命(×、易経革卦) 七百之祖(×、左伝宣公三年) 域中之大(×、老子第二十五章) 怨不在大(×、書経康誥篇) 可畏惟人(×、書経大禹謨篇) 載舟覆舟(○、荀子王制篇) 奔車朽索(×、書経五子之歌篇) 豫遊之樂(×、孟子梁惠王下篇) 松喬之寿(○、典故不明) 退有後言

(○)、書経益稷篇) 康哉良哉(×、書経益稷篇) 若魚若水(○)、  
 三国志蜀志諸葛亮伝) 犯而无隠(○)、礼記檀弓上篇)

「取」としたもので、「仮名貞観政要」で典故を踏まえてきちんと和訳していると思われるものは「本枝百世」の「民ヲ百世ニツキ(第一冊五ウ十一)」、「雖休勿休」の「ヤスシトイフトモヤスシトスルコトナカレ(同前六ウ三〜四)」、「載舟覆舟」の「舟ヲウカヘ、舟ヲツツカヘスハ水ナリ。君ヲ立、君ヲホロホスハ臣ナリ(同前七ウ十一〜十二)」、「若魚若水」の「君ト臣ト魚ノコトシ、水ノコトシ(同前九オ五)」の四つに過ぎない。他の「松喬之寿」は「松喬カ寿ヲタモツヘシ(同前八オ九)」とはほ音読して直訳しただけであるし、「退有後言」と「犯而无隠」は「出シテソシル後言アイ(リ?)」(同前八ウ十二) および「犯シテ隠コトナカレ(同前九オ六)」と字面をそのまま直訳しただけでもできる訳である。

それはともかく、ここでも二十二例中十五例が省略され、訳されていない。それらの用例を眺めると、次のような点に気づく。即ち、和訳されない四字の語句は、単にその文字連続だけを直訳しても、背景となる故事や典故によってその語句にこめられた意味を十分に表わすことができない、ということである。例えば、「殷鑑不遠」は「殷の手本とすべきはすぐ前代の夏王朝(が桀王の暴虐により滅んだこと)であって、遠い昔の世のことではない」ということなのだが、単に「殷の鑑みは遠からず」だけでは意が尽くせない。「奔車朽索」にしても、「速く走る馬車の馬を朽ちかけた繩の手綱で御するように

難しく危うい」という意味は直訳では絶対に出て来ない。故事成語とは多くはそのように、背景となる故事や典故を踏まえ、文字面だけでは表せない意味をも圧縮して凍結したような意味上の機能を果たしている。そうした語句はその背景となる故事や典故を共有している同言語・同文化の読者には解凍して理解することができ、むしろ豊かに楽しめる表現なのであるが、そうした背景を知識として持たない後代の異言語・異文化人である日本人のための和訳の際には、その解凍は大変厄介な処理であり、単なる文字面の直訳には最もなじまないものだと考えられる。

このような背景的な意味の圧縮の行なわれた語句は、特にこの「三〜四字」の用例に多いのであろう。「二字以下」では、余りにも字数が少なくて背景となる意味を載せられず、故事成語的な造語は困難なのだと考えられる。逆に「五〜八字」まで字数が増えると、文字自体で背景となる意味の大部分を表わせるため、意味の圧縮がなく、文字面の直訳でも不足なく意味が表せるのであろう。さらに自由に文字を費やした「九字以上」のものにこうした意味の圧縮があるとは到底思えない。

さて、「三〜四字」の場合、単なる直訳ですまないのであれば、ことばを補い、背景となる故事や典故を補って、増補的な訳をしなければならぬ。ただでさえ和訳することは難しいのに、こうした背後にある故事や典故についてもそれに気づき、それらをきちんと調べて的確に和訳することは単純な翻訳に比べていっそう難しい。そ

の際に、全体の物理的な分量から「短縮化」の要求の強い長文の文書を含むような章節を訳す場合は、そのような「引用」「故事」「典拠句」を、原典本文の主旨の理解さえ可能であればむしろ無視し、省略する方向で対処しようとしたのではないか。文書内の用例が示す「三〳四字」の用例の極端に低い和訳率の原因はこのように考えられるのである。(なお、この種の用例による省略が前節で(表6)に見られた第二の結果である文書部分における「故事」の和訳率の極端な低率、の原因となつてることが考えられる。)

### 結、本稿における結論

以上、「仮名貞観政要」が原典本文の「引用」「故事」「典拠句」をきちんと和訳しているか、それとも省略して訳さないか、について調査検討した結果を、以下に簡条書きにまとめる。

- 一、「仮名貞観政要」では、原典における「故事」を比較的高い比率で和訳する。これは「故事」が原典本文の主旨を理解させるための具体的な素材として利用されていることが多く、内容理解を省略することが難しいためだと考えられる。
- 二、「故事」↓「引用」↓「典拠句」の順にきちんと和訳する比率は下がるが、これもそれぞれの原典本文の主旨との関わりの深さを反映していると考えられる。

三、特に「典拠句」について、「一般的教訓」、「固有事象」を背景と

するもの、「文飾的使用」に細分して調査したところ、「固有」↓「一般」↓「文飾」の順で和訳率が下がっていた。よって「典拠句」内部でも二のように原典本文の主旨との関わりが和訳されるか省略されるかを左右することが推定された。

四、原典「貞観政要」で文書内に用いられている用例のみについて調査した結果、文書内の用例の方がそれ以外にも省略されやすいことがわかった。特に「故事」の用例は文書以外の場合と比較して和訳される比率が極端に低下していた。これは、文書内であるため、口頭の発言などに比べ事前に「引用」「故事」「典拠句」について準備する時間があり、より専門的な「故事」「典拠」の利用や技術的に複雑な利用(後の六で示す「圧縮」的な成語など)が行なわれたため、それらの和訳が困難となり、長文を物理的に短縮して訳したいという要求と相まってそれらの和訳が敬遠された結果ではないかと考えられた。

五、四の文書内の用例と文書以外の(口頭等での)用例については、依拠文献ごとに差があった。その比率の高低は和訳率の高低とほぼ反比例していた。これは、口頭の場合で引かれる人口に膾炙した故事や典拠を多く含む文献であるか、文書で引かれる「説明を要する」「専門的な」故事や文飾に用いられるような学術的な典拠を多く含む文献であるか、の反映として説明できるように考えられた。

六、「引用」「故事」「典拠句」部分の文字数と和訳率について調査し

た結果、文字数が増加するに従い和訳率も増加した。これは担当情報量が大きくなると翻訳上も捨てにくくなるということであるが、文書内における「三〃四字」の用例だけがこれに反して極端に低い和訳率を示した。この原因として、四文字の故事成語に典型的に見られるように、「三〃四字」の用例には文字列を直訳しただけでは得られない背景となる故事や典拠の知識による意味が加重に圧縮されて担わされているため、その和訳には、まず背景となる故事・典拠の知識による想起と、また増補訳によるそれらの追加説明が必要となる、という翻訳上の困難さが考えられた。一方には文書を含む章節の和訳においては物理的な長文を短縮しようとする要求があるため、こうした和訳困難な「三〃四字」の語句はむしろ敬遠され、原典本文主旨との関わりが薄い場合、優先的に省略され無視された結果、極端に和訳率が低いのだと考えられたのである。

(丁)

#### 注

- 一、原田種成氏著『貞観政要の研究』（昭和四〇「一九六五」年吉川弘文館刊）より引用。なお、引用に際して漢字を通行の字体に改めた。また、引用部分の所在を頁数で示す。以下他文献からの引用についても同じ。
- 二、原田氏校注書より原典「貞観政要」を引用する場合、できるだけ原漢文とその読み下し文を併記した。その場合原漢文の返り点は印刷の便宜の

ため省略することとした。なお、同書は上下巻通し頁となっており、四六〇頁までが上巻、四六一頁以下が下巻である。

三、傍記した（ ）内は写字台本系本文の文字を示す。なお、読み下し文については原田氏校注書の読み下し文のみを併記し、写字台本系本文に即したものは掲げない。

四、「仮名貞観政要」からの引用は宮内庁書陵部蔵文祿五「一五九五」年釈梵舜写五冊本（以下「梵舜本」と称す）の紙焼写真より加藤が翻刻した本文により、所在を同写本の墨付丁数・表裏・行数によって示す。ただし、漢字・カタカナを通行の字体に改めたほか、引用に際して本文中の朱句点を参考に私に句読点を補った。なお、梵舜本と同系統の本文と推定できる慶応大学斯道文庫蔵江戸時代前期写十冊本（以下「斯道文庫本」と称す）との校訂により、梵舜本の明確な誤りと推定される字句を補正した。梵舜本と斯道文庫本の系統関係については、拙稿『カナ貞観政要』梵舜本と斯道文庫本の関係（帝塚山学院大学『日本文学研究』第三二号、平成一三「二〇〇一」年二月）を参照されたい。貴重な所蔵資料の紙焼写真を提供いただいた宮内庁書陵部・慶応大学斯道文庫の関係者各位に記して感謝申し上げる。

五、原田種成氏は「注一」の著書の第三章第二節丁の「三、仮名貞観政要」において、既に「巻四以外において七章が不足している」（同書一九九頁）ことを指摘しているが、そのうちの巻一政体篇第二十三章については誤りであり、後に刊行した『貞観政要上』（新釈漢文大系九五）では「仮名本は前章に属す」（同書八七頁）と訂正している。

六、原田氏校注書五二頁参照。また金谷治氏訳注『韓非子第二冊』（岩波文庫、平成六「一九九四」年刊）一七八〜一七九頁参照。